

福岡県公報

平成二十八年四月八日
第三千七百八十三号
増刊
①

目次

監査委員

○福岡県監査委員事務局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領 (監査委員事務局総務課) ……………一

再掲

○福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (業務課) ……………一

○福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………二

○平成二十八年改正条例附則第七条の規定による公安職給料表の経過的特例に関する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………五

○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事委員会事務局給与公平課) ……………八

○福岡県の職員の分限に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………八

○福岡県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………九

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………一〇

監査委員

福岡県監査委員訓令第一号

福岡県監査委員事務局

福岡県監査委員事務局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領を次のように定める。
平成二十八年四月八日

福岡県監査委員 山下 芳郎

同 伊藤 龍峰

同 行正 晴實

同 縣 善彦

福岡県監査委員事務局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第十条第一項の規定に基づく福岡県監査委員事務局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領(平成二十八年一月福岡県訓令第一号)の規定の例による。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十八号

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年福岡県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表六の項下欄イ中「特定毒物研究者」の下に「(その主たる研究所の所在地が大牟田市及び久留米市の区域にある場合に限る。以下ハ、ニ及びチからルまでにおいて同じ

。）」を加える。

別表一一の項上欄中「一三の項口」を「一三の項」に改め、同項下欄ナからウまでを削り、同欄キ中「施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十七年福岡県規則第二十九号。以下この項において「施行細則」という。）」に改め、同欄中キをナとし、ノをラとし、オをムとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県告示条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六条）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月一日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第二十号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項第三号イ中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改める。

第十九条の三第三項中「三級以上」を「二級以上」に、「三級十三号給」を「二級二十九号給」に改め、同条第二項中「三級十三号給」を「二級二十九号給」に改める。

第十九条の四第一項第一号イ中「十級、九級、八級及び七級」を「九級、八級、七級及び六級」に改め、同号ホ中「九級及び」を削り、同条第二項第一号中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第二十六条第二項第三号中「育児休業職員」の下に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）」を加える。

第二十八条中「区分」の下に「及びその者の基準日以前における直近の人事評価の結果」を加える。

果」を加える。

別表第二を次のとおり改める。

別表第 2 (第 19 条の 3 関係)

給料表	職員	加算割合
行政職給料表	職務の級 9 級、8 級及び 7 級の職員	100 分の 20
	職務の級 6 級及び 5 級の職員	100 分の 15 (職務の級 5 級の職員のうち人事委員会が別に定める職員にあつては 100 分の 10)
	職務の級 4 級及び 3 級の職員	100 分の 10 (職務の級 3 級の職員のうち人事委員会が別に定める職員にあつては 100 分の 5)
	職務の級 2 級の職員	100 分の 5
医療職給料表(一)	職務の級 4 級及び 3 級の職員	100 分の 15 (職務の級 4 級の職員のうち人事委員会が別に定める職員にあつては 100 分の 20)
	職務の級 2 級の職員	100 分の 10
	職務の級 1 級の職員 (人事委員会が定める職員に限る。)	100 分の 5
医療職給料表(二)	職務の級 8 級の職員	100 分の 20
	職務の級 7 級及び 6 級の職員	100 分の 15
	職務の級 5 級の職員	100 分の 10
	職務の級 4 級の職員及び 3 級の職員 (人事委員会が定める職員に限る。)	100 分の 5 (職務の級 4 級の職員のうち人事委員会が別に定める職員にあつては 100 分の 10)
医療職給料表(三)	職務の級 6 級の職員	100 分の 15
	職務の級 5 級の職員	100 分の 10
	職務の級 4 級の職員及び 3 級の職員 (人事委員会が定める職員に限る。)	100 分の 5 (職務の級 4 級の職員のうち人事委員会が別に定める職員にあつては 100 分の 10)
研究職給料表	職務の級 5 級の職員	100 分の 15 (人事委員会が別に定める職員にあつては 100 分の 20)
	職務の級 4 級及び 3 級の職員	100 分の 10 (職務の級 4 級の職員のうち人事委員会が別に定める職員にあつては 100 分の 15)
	職務の級 2 級の職員 (人事委員会が定める職員に限る。)	100 分の 5
公安職給料表	職務の級 8 級の職員	100 分の 20 (人事委員会が別に定める職員にあつては 100 分の 15)
	職務の級 7 級及び 6 級の職員	100 分の 15
	職務の級 5 級の職員	100 分の 10

	職務の級 4 級及び 3 級の職員	100分の 5（職務の級 4 級の職員のうち人事委員会が別に定める職員にあつては100分の10）
教育職給料表(二) 教育職給料表(三)	職務の級 4 級の職員	100分の15（人事委員会が別に定める職員にあつては100分の20）
	職務の級 3 級の職員	100分の10（人事委員会が別に定める職員にあつては100分の15）
	職務の級特 2 級の職員	100分の 5（人事委員会が別に定める職員にあつては100分の10）
	職務の級 2 級の職員（人事委員会が定める職員に限る。）	
任期付職員条例 第 4 条 第 1 項の 給料表	5 号給以上の号給及び任期付職員条例第 4 条第 3 項の規定により決定された給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、育児休業条例第 1 7 条第 1 項の規定による給料月額）を受ける職員	100分の20
	4 号給及び 3 号給を受ける職員	100分の15
	2 号給及び 1 号給を受ける職員	100分の10
任期付研究員条例 第 5 条 第 1 項の 給料表	5 号給以上の号給及び任期付研究員条例第 5 条第 5 項の規定により決定された給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、育児休業条例第 1 7 条第 1 項の規定による給料月額）を受ける職員	100分の20
	4 号給及び 3 号給を受ける職員	100分の15
	2 号給及び 1 号給を受ける職員	100分の10
任期付研究員条例 第 5 条 第 2 項の 給料表	すべての職員	100分の 5

- 備考 1 この表の給料表欄の給料表（教育職給料表(二)及び教育職給料表(三)に限る。）に対応する職員欄に掲げる職員の属する職務の級のうちそれぞれ最下位の職務の級の 1 級下位の職務の級に属する職員で、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会が特に必要と認めるものについては、加算割合が100分の 5 と定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。
- 2 給料表の適用を異にして異動した職員（異動後においてこの表に掲げられている職員に限る。）で、異動後の加算割合が異動前の加算割合を下回ることとなるものうち、他の職員との均衡及び任用における特別の事情を考慮して人事委員会が特に必要と認める職員については、当該異動後の加算割合に100分の 5 を加えた加算割合が定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 附則第三項及び第四項に規定する任命権者が定める職員以外の職員の勤勉手当の成績率については、この規則による改正後の福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則第二十八条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間、なお従前の例による。

(勤勉手当に人事評価の結果を反映する職員)

3 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間、福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十七年福岡県条例第五十一号)附則第四条の人事委員会が定める職員は、次の表の上欄に掲げる給料表の区分に応じ、同表の下欄に掲げる職員で、任命権者が定めるものとする。

給料表	職員
行政職給料表	職務の級九級、八級、七級及び六級の職員
医療職給料表(一)	職務の級四級の職員及び三級の職員(管理職手当の区分三種及び四種の職にあるもの又は参事の職にあるものに限る。)
医療職給料表(二)	職務の級八級及び七級の職員並びに六級の職員(管理職手当の区分三種、四種及び五種の職にあるもの又は参事の職にあるものに限る。)
医療職給料表(三)	職務の級六級の職員(参事の職にあるものに限る。)
研究職給料表	職務の級五級の職員

備考 この表中「管理職手当の区分」とは、福岡県の職員の管理職手当に関する規則

(昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号)第二条第二項の管理職手当の区分をいう。

4 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十七年福岡県条例第六十四号)附則第四条の人事委員会が定める職員は、次の表の上欄に掲げる給料表の区分に応じ、同表の下欄に掲げる職員で、任命権者が定めるものとする。

給料表	職員
教育職給料表(一)	職務の級四級の職員
教育職給料表(二)	職務の級四級の職員
行政職給料表	職務の級六級の職員
医療職給料表(一)	職務の級六級の職員(参事の職にあるものに限る。)

福岡県告示条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六条)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

平成二十八年改正条例附則第七条の規定による公安職給料表の経過的特例に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月一日

福岡県人事委員会委員長 養田孝行

福岡県人事委員会規則第二十一号

平成二十八年改正条例附則第七条の規定による公安職給料表の経過的特例に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、平成二十八年改正条例附則第七条の規定に基づき、公安職給料表の経過的特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 警察職員給与条例 福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十号)をいう。

二 警察職員改正条例 福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十八年福岡県条例第二十八号)をいう。

三 平成二十八年改正条例附則第七条 警察職員改正条例附則第七条をいう。

四 給与条例施行規則 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則(昭和三十三年福岡県人事委員会規則第十三号)をいう。

五 初任給規則 福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十三年福岡県人事委員会規則第九号）をいう。

六 退職手当条例施行規則 福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則（昭和四十九年福岡県人事委員会規則第二号）をいう。

七 特五級適用職員 警察職員改正条例附則第六条の規定に基づき警察職員改正条例附則別表第四公安職特例給料表を適用されその職務の級を同給料表に掲げる特五級とされた職員をいう。

八 昇格 特五級適用職員の職務の級を警察職員給与条例別表第一公安職給料表の六級に変更することをいう。

九 降格 特五級適用職員の職務の級を警察職員給与条例別表第一公安職給料表の五級又は同級より下位の職務の級に変更することをいう。

（昇格の際の号給）

第三条 昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

（降格の際の号給）

第四条 降格の際の号給は、初任給規則第二十四条に定めるところによる。

（昇給）

第五条 特五級適用職員の昇給は、初任給規則第二十九条から第三十四条までに定めるところによる。

（復職時等における号給の調整）

第六条 特五級適用職員の復職時等における号給の調整は、初任給規則第三十六条に定めるところによる。

（期末手当及び勤勉手当の加算割合）

第七条 特五級適用職員の期末手当及び勤勉手当の算出に当たっては、特五級適用職員を警察職員給与条例第二十条第五項の行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員で、行政職給料表二級二十九号給以上の職員に相当する職員として人事委員会規則で定めるものとし、給与条例施行規則別表第二の公安職給料表の職員欄に定める職務の級五級の職員に適用される割合と同じ割合を警察職員給与条例第二十条第五項の百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。

（退職手当の調整額に係る職員の区分）

第八条 特五級適用職員に対する退職手当条例施行規則第三条の五の規定による職員の区分は、退職手当条例施行規則別表ハの表第五号区分の項第六号の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったものに適用される区分と同じ区分とする。

（補則）

第九条 この規則により難い事情があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係） 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
	6 級
1	41
2	42
3	43
4	44
5	45
6	46
7	47
8	48
9	49
10	50
11	51
12	52
13	53
14	54
15	55
16	56
17	57
18	58
19	59
20	60
21	61
22	62
23	63
24	64
25	65
26	65
27	65
28	66
29	66
30	66
31	67
32	67
33	67
34	68
35	68
36	68
37	68
38	68
39	68
40	68
41	68
42	68
43	68
44	69
45	69
46	69
47	69
48	69
49	69
50	69
51	69
52	69
53	69
54	69
55	69
56	70
57	70
58	70
59	71
60	71
61	71
62	71
63	71
64	71
65	72

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六条）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県人事委員会訓令第4号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程（平成十二年福岡県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の項中第四十七項を第四十九項とし、第四十六項を第四十八項とし、第四十五項の次に次の二項を加える。

四十六 平成二十八年改正条例附則第七条の規定による医療職給料表(二)の経過的特例に関する規則（平成二十八年福岡県人事委員会規則第十一号）に基づく次の事務

1 第九条の規定により、この規則により難い場合の別段の取扱いを承認すること。

四十七 平成二十八年改正条例附則第七条の規定による公安職給料表の経過的特例に関する規則（平成二十八年福岡県人事委員会規則第二十一号）に基づく次の事務

1 第九条の規定により、この規則により難い場合の別段の取扱いを承認すること。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六条）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員に關する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月一日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

福岡県人事委員会規則第二十二号

福岡県の職員に關する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員に關する規則（昭和四十七年福岡県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第八条」、「第六条」及び「第七条」を削り、「これらの条例の実施」を「職員(学校職員を含む。以下同じ。)の分限」に、「定めることを目的とする」を「定めるものとする」に改める。

第三条の見出し及び同条を削る。

第六条の見出しを「(処分説明書の交付)」に改め、同条中「職員の降任、免職又は休職の処分を行った場合において、法第四十九条に規定する説明書(様式)を交付したとき」を「前項の処分説明書を交付したとき」に、「当該説明書の写一通」を「当該処分説明書の写し」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加え、同条を第八条とする。

任命権者は、職員の降任、免職、休職又は降給の処分を行った場合の法第四十九条に規定する説明書の交付は、処分説明書(別記様式)により行うものとする。

第五条中「県職員分限条例第五条第一項、学校職員分限条例第五条第三項又は警察職員分限条例第四条第一項」を「県職員分限条例第八條第一項、学校職員分限条例第八條第三項又は警察職員分限条例第七條第一項」に改め、「(学校職員を含む。以下同じ。)」を削り、同条を第七條とする。

第四条の見出しを「(降任、免職、休職及び降給の手續)」に改め、同条第一項中「(前条の規定により権限を委任した場合は、当該委任を受けた職員。以下同じ。)」を削り、「県職員分限条例第四条第二項、学校職員分限条例第四条又は警察職員分限条例第三条第二項」を「県職員分限条例第七條第二項、学校職員分限条例第七條第一項又は警察職員分限条例第六條第二項」に改め、「医師に対し」を削り、「診断書の作成を委嘱しなければならない」を「診断書を徴しなければならない」に改め、同条第二項を削り、同条を第六條とする。

第二条の次に次の三条を加える。

(指導その他の措置)

第三条

県職員分限条例第五條第一号、学校職員分限条例第五條第一号及び警察職員分限条例第四條第二号(同号イに該当する場合に限る。)の職員の勤務実績がよくない

と認められる場合において、当該職員に対する人事委員会が定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。

一 当該職員の上司その他の当該職員以外の職員が、注意又は指導を繰り返し行うこと。

二 当該職員の転任その他の当該職員が従事する職務を見直すこと。

三 当該職員の職務遂行能力の改善を目的とした研修の受講を命ずること。

四 その他当該職員の職務遂行能力の改善のために必要と認める措置を行うこと。

第四条 県職員分限条例第五号第三号、学校職員分限条例第五号第三号及び警察職員分限条例第四号第二号（同号ハに該当する場合に限る。）の職員がその職務の級に分類

されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき当該適格性を欠くと認められる場合において、当該職員に対する人事委員会が定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。

一 当該職員に前条各号に掲げるいずれかの措置を行うこと。

二 当該職員が行方不明の場合における当該職員の所在が明らかでないことの確認その他の適格性を欠いた状態が改善されないことを確認するために必要と認められる措置を行うこと。

第五条 県職員分限条例第六号、学校職員分限条例第六号及び警察職員分限条例第五号

の人事委員会が定める措置は、第三号に定める措置とする。

様式中「㊦」を「㊧」に改め、注の3を削り、同様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月一日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第二十三号

福岡県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則
福岡県職員の退職管理に関する規則（平成二十八年福岡県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二十二号中「、別表第三の職員欄に掲げる職員が就いている職」を「、次の一号又は二号に掲げる職」に改め、同条に次の二号を加える。

一 平成十八年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間の次のイからチまでに掲げるものが就いていた職

イ 平成十八年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において適用されていた（以下「平成十八年四月以後平成二十八年三月以前」という。）福岡県

職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号。以下「県職員給与条例」という。）

福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号。以下「学校職員給与条例」という。）及び福岡県警察職員

の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号。以下「警察職員給与条例」という。）の行政職給料表並びに福岡県公営企業に従事する企業職員の給与

に関する規程（昭和三十八年福岡県企業局管理規程第一号。以下「企業職員給与規程」という。）の企業職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級

が七級以上であったもの及び六級であったもの（福岡県の職員の管理職手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号）及び企業職員給与規程の

管理職手当の区分（以下「管理職手当の区分」という。）が三種、四種及び五種であったものに限る。）

ロ 平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の県職員給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの及び三級であつたもの（管理職手当の区分が三種及び四種であつたものに限る。）

ハ 平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の県職員給与条例、学校職員給与条例及び警察職員給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級以上であったもの及び六級であったもの（管理職手当の区分が三種、四種及び五種であつたものに限る。）

ニ 平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の県職員給与条例及び警察職員給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたものに限る。）

たもの（管理職手当の区分が五種であったものに限る。）

ホ 平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の県職員給与条例及び警察職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの及び四級であったもの（管理職手当の区分が三種及び四種であったものに限る。）

ヘ 平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの（管理職手当の区分が四種及び五種であったものに限る。）

ト 平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの（管理職手当の区分が四種及び五種であったものに限る。）

チ 平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の警察職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級以上であったもの及び七級であったもの（管理職手当の区分が三種であったものに限る。）

二 平成二十八年四月一日以後の次のイからチまでに掲げるものが就いていた職

イ 平成二十八年四月一日以後適用されている（以下「平成二十八年四月以後の」という。）県職員給与条例、学校職員給与条例及び警察職員給与条例の行政職給料表並びに企業職員給与規程の企業職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級以上であったもの及び五級であったもの（管理職手当の区分が四種及び五種であったものに限る。）

ロ 平成二十八年四月以後の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの及び三級であったもの（管理職手当の区分が三種及び四種であったものに限る。）

ハ 平成二十八年四月以後の県職員給与条例、学校職員給与条例及び警察職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級以上であったもの及び六級であったもの（管理職手当の区分が三種、四種及び五種であったものに限る。）

ニ 平成二十八年四月以後の県職員給与条例及び警察職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの（管理職手当

の区分が五種であったものに限る。）

ホ 平成二十八年四月以後の県職員給与条例及び警察職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの（管理職手当の区分が一種、二種、三種及び四種であったものに限る。）

ヘ 平成二十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの（管理職手当の区分が四種及び五種であったものに限る。）

ト 平成二十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの（管理職手当の区分が四種及び五種であったものに限る。）

チ 平成二十八年四月以後の警察職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの及び七級であったもの（管理職手当の区分が三種であったものに限る。）

別表第三を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六条）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号）の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月一日

福岡県人事委員会委員長 箕田 孝行

福岡県人事委員会規則第二十四号

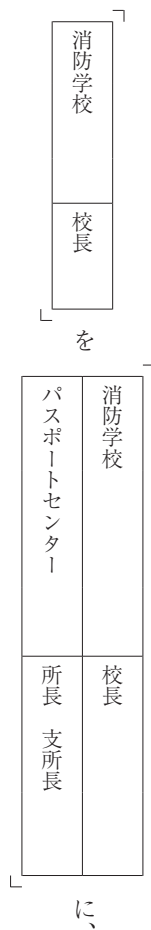
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「総務事務センター」を「総務事務厚生課」に、「県民文化スポーツ課の人事又は服務担当の企画主幹又は企画主査 交流第二課の人事又は服務担

当の企画主幹又は企画主査」を「スポーツ振興課の人事又は服務担当の企画主幹又は企画主査」に改める。

別表第二中



別表第二筑後いずみ園の項を削る。

別表第二高等技術専門校の項中「校長 副校長 庶務課長」を「校長 副校長 庶務課長 訓練第一課長（大牟田及び小倉の高等技術専門校に限る。）」に改める。

別表第二県土整備事務所の項中「センター長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。